

# など所得税の還付申告を受け付けます

## 医療費控除

あなたが、自分や家族の病気やけがなどで支払った医療費があるとき、次の算式で求めた額を、医療費控除として所得から差し引くことができます。

医療費控除額の計算方法

その年中に  
支払った  
医療費

保険金などで  
補てんされる金額

= A

注1...保険金などで補てんされる金額とは、社会保険などから支給を受ける療養費、出産育児一時金などのほか、医療費の補てんを目的として支払いを受ける損害賠償金や生命保険契約などの医療保険金、入院費給付金などのことです。

A

10万円または  
所得の5%のい  
ずれか少ない金額

= 医療費控除額  
(最高200万円)

注2...医療費控除で軽減される税額は、その人に適用される税率で異なります。

医療費控除に必要なもの

- ・平成14年中に支払った領収書（薬局に支払った場合は薬品名の記入があること）
- ・健康保険や生命保険などで補てんを受けた場合は、明細が分かるもの
- ・平成14年分給与所得の源泉徴収票
- ・印鑑
- ・申告者名義の預貯金の口座番号が分かるもの

## 住宅借入金等特別控除

住宅ローンなどを利用してマイホームを新築や購入、増改築などをしたときには、一定の要件にあてはまれば、入居した年から10年間（入居日が平成13年7月1日以後の場合）住宅借入金等特別控除を受けることができます。

控除を受けるための手続き

住宅借入金等特別控除を受けるためには、確定申告をする必要があります。ただし、サラリーマンの人は、1年目に確定申告をすると2年目以降は年末調整で控除が受けられる仕組みになっています。

申告に必要な書類

下表の添付書類と平成14年分給与所得の源泉徴収票・印鑑・申告者名義の預貯金の口座番号が分かるものがが必要です。

控除額の計算

住宅ローン等の年末残高 × 1% = 控除額（最高50万円、100円未満の端数切り捨て）

控除を受けるための要件と必要な添付書類（マイホームを新築して、平成14年中に居住の用に供した場合）

	要件	必要な添付書類
新築住宅	イ 住宅取得後6カ月以内に入居し、引き続き住んでいること ロ 家屋の床面積（登記面積）が50㎡以上であること ハ 床面積の1/2以上が、専ら自己の居住の用に供されるものであること ニ 控除を受ける年の所得金額が3,000万円以下であること ホ 民間の金融機関や住宅金融公庫などの住宅ローン等を利用していること ヘ 住宅ローン等の返済期間が10年以上で、しかも月賦のように分割して返済すること	a) 住民票の写し b) 家屋の登記簿謄（抄）本や請負契約書、売買契約書などで、家屋の取得年月日・床面積・取得価額を明らかにする書類またはその写し c) 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書（2カ所以上から交付を受けている場合は、そのすべての証明書） d) 住宅ローン等に含まれる敷地等の購入に係るローン等についてこの控除の適用を受ける場合は、その敷地等の登記簿謄（抄）本、その敷地等の分譲に係る契約書などで、その敷地等の取得価額・取得年月日などを明らかにする書類またはその写し

入居年が平成14年以前の場合は、控除期間・控除額が異なる場合があります。また、増改築および中古住宅の購入については、要件・添付書類が異なりますのでご注意ください。そのほか、住宅ローン等には家屋の新築や購入とともに、その敷地等の購入に係るローン等で一定のものが含まれますが、敷地等の購入に係る住宅ローン等の年末残高があっても、家屋の新築や購入に係る住宅ローン等の年末残高がない場合には、住宅借入金等特別控除の対象とはなりません。

このコーナーに関するご質問などは、多治見税務署（☎0101）または税務課（内線171・172）へどうぞ。

# 医療費控除・住宅借入金等特別控除



多治見税務署と市では、次の方を対象に平成14年分の所得税の還付申告を受け付けます。医療費控除・住宅借入金等特別控除を受ける方、年末調整で控除漏れのあった方、中途退職した方などはお出かけください。

## 受付日時と場所

	月 日	時 間	場 所
住宅借入金等特別控除	2月 6日(木)	午前10時～ 午後1時30分～	文化プラザ・ ルナホール
医療費控除・年末調整で控除漏れのあった方・中途退職した方などの還付申告	2月13日(木) 2月14日(金)	午前9時～午後4時	

上記以外でも、多治見税務署では2月3日(月)から3月17日(月)(土・日・祝日を除く)までの、午前9時から午後5時まで申告を受け付けています。

2月6日(木)文化プラザで申告される方は、黒のボールペンと計算機をお持ちください。

## 税務署からのお願い

**申告書は自分で書いてお早めに！**

平成14年分の所得税の確定申告書受付期間は、2月17日(月)から3月17日(月)です(土・日・祝日を除く)。

税務署では、原則として職員による代書は行いませんが、職員のアドバイスにより納税者ご自身で申告書を作成していただける体制を整えています。

申告書の提出は、郵送でも結構です。郵送の場合は、多治見税務署(〒507-8706 多治見市音羽町1丁目35番地)までお送りください。

申告受け付け会場が変わります

新しい会場は

**文化プラザ・  
ルナホール**

となります

従来、市役所での申告受け付けは、庁舎1階の税務課を会場としていましたが、今回の申告受け付けから、会場を市役所隣の文化プラザ・ルナホールに変更して行きます(税務課では申告受け付けを行いませんのでご注意ください)。また、公民館など各出先機関での受け付けの際には、文化プラザ・ルナホールでの申告受け付けは行いませんのでご注意ください。申告受け付けの詳細い日程については、本紙2月1日号でお知らせしますのでご覧ください。

## 自営業の方・譲渡所得のあった方へ

自営業の方および譲渡所得のあった方(土地・建物などを売却された方)については、多治見税務署でのみ納税相談(確定申告)を行います。そのため市役所にお越しいただいても、納税相談(確定申告)は受け付けられませんので多治見税務署へお出かけください。(自営業の方は収支内訳書の作成が必要です。)

## 国民年金に加入されている方へ

国民年金については、今年度から社会保険事務所で収納事務を行っています。このため市では年金加入者の方の納付額が把握できません。

国民年金に加入している方で、申告によって国民年金納付額の社会保険料控除を受けようとされる方は、社会保険事務所で平成14年中の納付額を確認されるか、申告時に納付した領収証書をお持ちください。

本紙8ページ下段の「国民年金保険料納付済額の問い合わせ先」もご覧ください。